

ブライダル演出記録用録音・録画物に関する運用基準

2013年12月1日制 定

2014年9月18日一部改正

2016年8月4日一部改正

1 適用範囲

(1) 本運用基準は、専ら、結婚披露宴や結婚パーティーでの演出に供する目的で製作するBGM用録音物、新郎新婦紹介ビデオ、エンディングビデオ、余興ビデオなどのブライダル演出用録音・録画物、または、結婚式、結婚披露宴、結婚パーティーの様態を撮影し、新郎新婦ならびに親族関係者等ごく限られた範囲内に頒布することを目的に製作するブライダル記録用録音・録画物（以下「本件録音・録画物」という。）に適用する。

(2) 本運用基準は、本件録画物への外国作品の利用について、委託者が基本使用料の額を指定したときは適用しない。

2 適用条件

製作事業者は、別途締結する「ブライダル演出記録用録音・録画物に係る利用許諾契約」に基づき、すべての本件録音・録画物について当協会の定める期間内に利用報告を行うものとする。

3 使用料

(1) CD等の録音物

著作物1曲あたり利用時間5分未満の使用料は、複製する録音物の個数に応じて、次の金額とする。

9個まで 200円

10個以上49個まで 400円

50個以上の場合 8円10銭に製造数を乗じて得た額

(2) DVD等の録画物

① 著作物1曲あたり利用時間1分までごとの使用料は、複製する録画物の個数に応じて、次の金額とする。

50個まで 500円

50個を超える場合 500円に50個を超える1個につき4円40銭を加算した額

- ② 本料率は、基本使用料を委託者が指定することとしている著作物についても適用する。
- ③ 算出した1録画物あたりの使用料が1,020円を下回る場合は、1,020円とする。

〔実施日〕

2016年10月1日